

○経済産業省告示第二百号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十七年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書AのグループI、議定書附属書AのグループII、議定書附属書BのグループI、議定書附属書BのグループII、議定書附属書CのグループI、議定書附属書CのグループII、議定書附属書CのグループIII及び議定書附属書EのグループIに属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出品の議定書第一条7に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成二十八年七月八日
経済産業大臣 林 幹雄

1	一	議定書附属書AのグループIに属する物質		
	二	消費量 0トン		
	三	輸入量の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
	四	輸出品の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
2	一	議定書附属書AのグループIIに属する物質		
	二	消費量 0トン		
	三	輸入量の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
	四	輸出品の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
3	一	議定書附属書BのグループIに属する物質		
	二	消費量 0トン		
	三	輸入量の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
	四	輸出品の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
4	一	議定書附属書BのグループIIに属する物質		
	二	消費量 0トン		
	三	輸入量の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
	四	輸出品の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
5	一	議定書附属書BのグループIIIに属する物質		
	二	消費量 0トン		
	三	輸入量の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
	四	輸出品の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
6	一	議定書附属書CのグループIに属する物質		
	二	消費量 二百五十三トン		
	三	輸入量の議定書第一条7に規定する算定値	四十五トン	
	四	輸出品の議定書第一条7に規定する算定値	三トン	
7	一	議定書附属書CのグループIIに属する物質		
	二	消費量 0トン		
	三	輸入量の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
	四	輸出品の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
8	一	議定書附属書CのグループIIIに属する物質		
	二	消費量 0トン		
	三	輸入量の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	
	四	輸出品の議定書第一条7に規定する算定値	0トン	

- 三 輸入量の議定書第一条7に規定する算定値 0トン
- 四 輸出品の議定書第一条7に規定する算定値 0トン
- 9 議定書附属書EのグループIに属する物質
- 一 生産量 0トン
- 二 消費量 0トン
- 三 輸入量の議定書第一条7に規定する算定値 0トン
- 四 輸出品の議定書第一条7に規定する算定値 0トン

○特許庁告示第十三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の二及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年七月八日

特許庁長官 小宮 義則

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称	調査業務を行う区分	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第八号	平成二十八年七月八日	株式会社パソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 （代表取締役 南部 靖之）	十一 先行技術調査（動力機械） 内燃機関の制御、燃料の供給、エンジン、タビシ、シンタビシ、吸排気、流体機械等 十三 先行技術調査（一般機械） 継手、軸、クラッチ、軸受、伝動装置の構造、制御、配置、レキ、固着、緩衝、防振、シール・圧力容器等 十五 先行技術調査（搬送組立） 運搬・貯蔵装置、エレベーター、クレーン、フォークリフト、破碎機、粉砕機、噴霧装置、塗布装置、自動組立、ウエハ等の取扱（移送等） 印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置（パーソナルコンピュータ、携帯電話等）の筐体等	株式会社パソナグループ 大阪本部 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番15号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番4号